

ヤマダ電機テックランド鶴市店

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松鶴市店

高松市鶴市町7 2 4 番地1 ほか

2 意見及びその理由

近隣小学校に通学する児童等の、特に登校時における交通上の安全を確保するため、駐車場出入口付近に交通誘導員を配置するなど確実に実効性のある対策を講じること。

(理由)

当該店舗前の県道檀紙鶴市線については、近隣小学校等の通学路となっており、今回の変更届出書に係る開店時間（駐車場の利用時間）は、多数の児童の登校時間帯と重複し、さらに朝の通勤に伴う車両の交通量も多いことから、児童を巻き込んだ交通事故やトラブルの発生が懸念される。

また、今回の営業時間の変更に伴う児童等の登校時の安全確保については、地元高松市や地域住民からの意見書、さらに地元説明会においても多数の意見が出され、周辺地域として大変懸念していることから、変更届出書に記載されている対策（看板等での周知）に加え、さらに確実に実効性のある安全対策が必要である。

3 留意事項

- (1) 当該店舗については、住宅が隣接した立地であることから、周辺の生活環境の保持に最大限の配慮を払うとともに、周辺住民から生活環境の保全に関する苦情が寄せられた場合には、誠実に対応すること。
- (2) 店舗周辺の公道上における交通事故・トラブルの発生防止及び交通渋滞の緩和のため、交通状況を踏まえた誘導員の的確な配置や誘導看板の設置など、必要な対策を講じること。
- (3) 現在、当該店舗については周辺の生活環境に配慮し、開店時刻を午前9時からとして営業しているようであるが、今回の変更届出による開店時刻である午前8時からの営業について、当面の見込みが立たないようであれば、実際の営業時間に基づいた内容で変更届出を提出することが必要である。